

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



※令和2年度補正予算成立の翌日に開設予定！

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

- 基本情報
- 売上額
- 口座情報
- を入力

法人・個人の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し(個人事業者の場合)

※スマートフォンなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

持続化給付金

に関するお知らせ(速報版)

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主要な要件

※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。

2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

3. 法人の場合は、

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
- ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金
コールセンターも開設します。

※申請支援窓口の設置場所等
については、詳細が決まり次
第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

持続化給付金

感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金（返済不要）を支給します。

対象者について

資本金10億円以上の大企業を除く、

中堅企業

中小企業・小規模事業者

フリーランスを含む個人事業者

- ・創業1年以内でも2019年末までに創業した者
 - ・医療法人・農業法人・社会福祉法人・一般社団法人・公益社団法人など会社以外の法人
- も含む
であって、

感染症の影響により、任意のひと月の売上が

2019年同月比で 50%以上 減少 している者

必要書類等について

- ①2019年（法人は前事業年度）確定申告書類
- ②減収月の事業収入額がわかる売上台帳等の写し
- ③通帳写しや電子通帳の画面コピー
- ④法人は法人番号・個人事業者は身分証明書写し

スケジュールについて

5/1～電子申請 受付開始

※予約制の申請支援窓口も順次開設予定

給付額について

法人▶▶▶▶▶

最大 200 万円

個人事業者▶▶

最大 100 万円

※ただし、昨年1年間の売上から減少分を上限とします。

※電子申請後、**2週間程度**で給付金をお振り込みします。

減少分の計算方法

マイナス
前年の総売上〈事業収入〉 -

(前年同月比▲50%月の売上げ × 12ヶ月)

● 2019年の総売上 1200万円で、
月別の売上が下記の法人の場合

	1月	2月	3月
2019年	100万	100万	150万
2020年	90万	80万	70万
前年同月比	約10%減	約20%減	約53%減

$1200\text{万} - 840\text{万} (70\text{万} \times 12\text{ヶ月}) = 360\text{万}$

最大 200 万円の給付が受けられます。

【お問合せ先】 中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 (平日・土日祝日 9時00分～19時00分)

※予算成立後、持続化給付金センターも開設します。

持続化補助金（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受ける小規模事業者の前向きな取組を支援します！

対象者について

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）は従業員5人以下、
宿泊業、娯楽業、その他業種は従業員20人以下の

小規模事業者

補助額について

最大 100 万円（補助率2/3）

◎概算払いによる即時支給

売上高が前年同月比で20%以上減少した事業者で
早期の受領を希望する場合は、交付決定額の1/2
(最大50万円)を交付決定と同時に支払いします。

申請に必要な情報について

- ①法人、個人事業者情報
- ②取組内容 ※2/18まで遡って適用
- ③経費内訳 ※2/18まで遡って適用

スケジュールについて

4/28～公募要領公開 5/1～公募開始

1次締切：5/15（金）必着（2～3週間後 採択発表）

2次締切：6/5（金）必着

※3次締切以降は調整中

申請要件について

補助対象経費の1/6以上が、以下 A・B・C のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

（例）部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

（例）飲食店がテイクアウトを始めるため、試作品開発、テスト販売、案内チラシを作成し配布

C：テレワーク環境の整備

（例）在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入

※コロナ特別対応型は、2/18以降の取組が補助対象

※概算払い希望には、創業後3ヶ月以上の実績が必要

【持続化補助金についてのお問合せ先】※公募開始後からアクセス可

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_t/

電話番号：03-6670-3960

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30

日本商工会議所 <https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

電話番号：03-6447-5485

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30

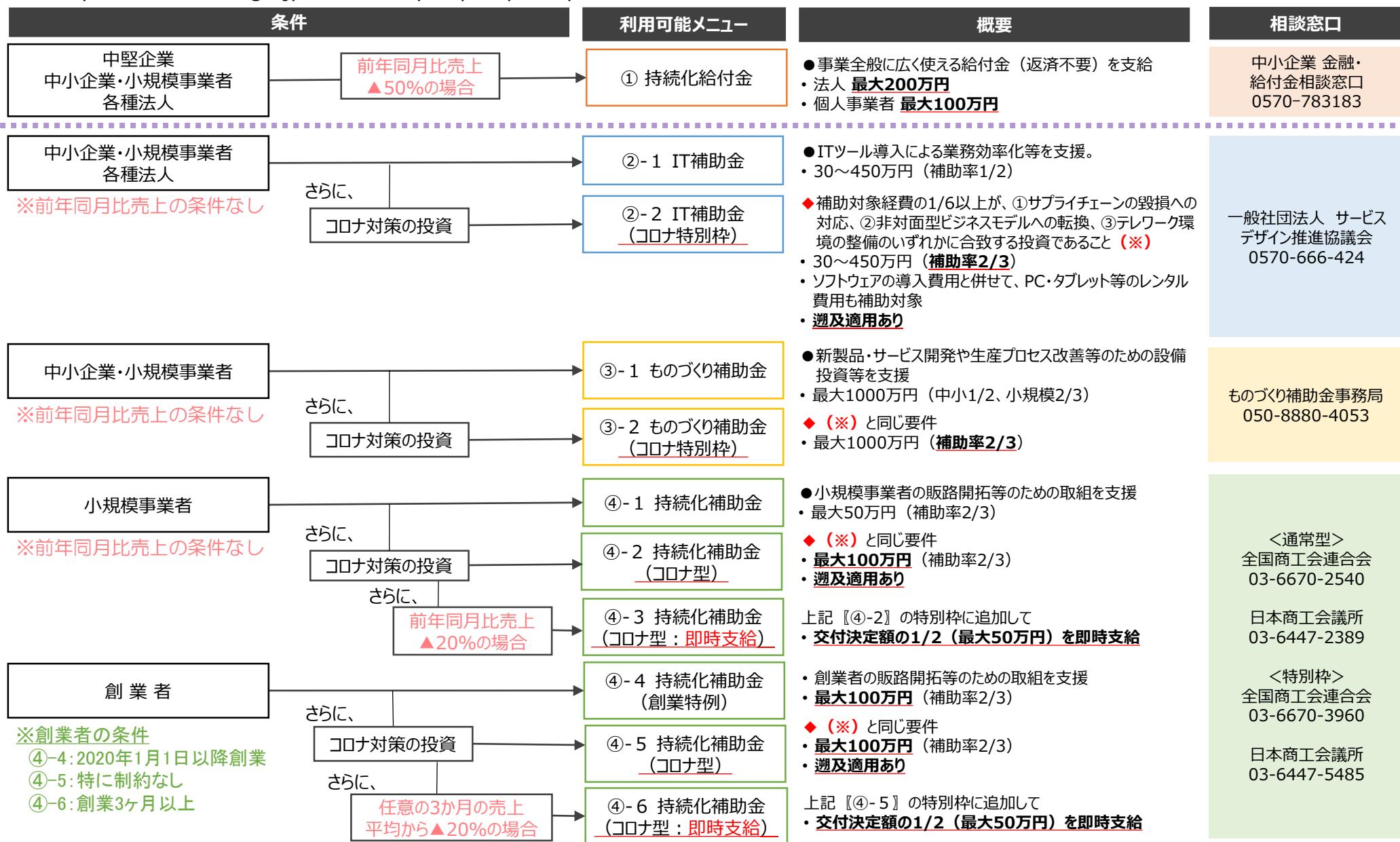
給付金・補助金支援内容一覧表 (5/1時点)

※①給付金制度と、②③④補助金制度は、併用が可能です。

※各利用可能メニューに関しては、下記アドレスの【支援策パンフレット】より詳細をご確認下さい。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

▼経済産業省HP : <https://www.meti.go.jp/>

▼中小企業庁HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/>



資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、[詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。](#)



※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途[こちら](#)をご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(青枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年同月を比較 +
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど (後者は公庫のみ) >

(1) ~ (3) のいずれかで比較。